加茂市中小企業研修受講料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加茂市補助金等交付規則(昭和40年規則第19号)に定めるもののほか、中小企業者等の研修受講料に係る補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、中小企業者等とは、次の当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項 各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをい う。
 - (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市内中小企業者等の振興を図るため、別表に掲げる各種研修機関において 中小企業者等を対象とする研修を受講した場合に、その受講料の一部に対し予算 の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する中小企業 者等の経営者又はその従業員であって、次に掲げる基準に該当するものとする。

(補助金の交付基準)

- 第5条 補助金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 1 補助対象 各研修ごとに1事業所当たり1人とする。
 - 2 補助率等 研修受講料の3分の1。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。また、上限を15千円とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらか じめ中小企業研修受講料補助金交付申請書(第1号様式)を次に掲げる書類に添 えて市長に提出しなければならない。
 - 1 当該研修機関が実施する研修の申込書の写し。
 - 2 当該研修機関が実施する研修内容を記載した要項等の写し。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理し、内容を審査のうえ補助金の 交付を決定したときは、中小企業研修受講料補助金交付決定通知書(第2号様式) により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 申請者は、研修が修了したときは、速やかに中小企業研修受講実績報告書 (第3号様式)を次に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。
 - 1 当該研修機関の研修の修了を証する書類の写し。
 - 2 当該研修機関の研修受講料の支払いを証する書類の写し。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理し、内容を審査のうえ補助金の 額の確定をしたときは、中小企業研修受講料補助金確定通知書(第4号様式)に より申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年12月3日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

補助対象研修機関	
中小企業大学校三条校	
公益財団法人	燕三条地場産業振興センター
公益社団法人	にいがた産業創造機構